

提案基準（その他） 土地区画整理事業の施行された土地の区域内において行う開発行為等

土地区画整理事業の施行された土地の区域内に、建築物を建築する場合の取扱基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

基準の内容

- 1 申請地は、(旧)都市計画法による大和都市計画事業土地区画整理として施行認可を受け完了した区域内で、かつ、別図に定めた区域内であること。
※区域界：市道上草柳 20 号、160 号、197 号、199 号及び 201 号
- 2 申請地内において区画の分割、統合又は分割統合を行う場合に、1 宅地は 150 m²以上とすること。
- 3 申請に係る建築物の用途は、建築基準法別表第 2 (い)項に規定するものであること。
- 4 当該土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。

審査上の留意点

- (1) 申請地については、次の各要件に適合すること。

ア 申請地が接する前面道路の幅員が、4 m以上 6 m未満の場合にあっては、道路の中心線から申請地側に水平距離 3 mの線まで後退し、通行可能な道路状に整備すること。

イ 申請地内の建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が 1 m以上確保すること。なお、市道上草柳 197 号、199 号及び 201 号については、道路の中心線から申請地側に 2 m以上確保すること。

- (2) 基準 3 の予定建築物が、共同住宅、長屋住宅及び学生寮の場合、提案基準㉓（既存宅地）の基準の内容及び審査上の留意点に準ずるものとする。

【別 図】◆許可対象区域及び地区内道路幅員

